

## 平成25年度第1回産業衛生技術部会企画委員会 議事録

日時：平成25年4月27日(土) 11時00分～13時50分

会場：早稲田大学西早稲田キャンパス51号館12階環境資源工学科会議室

出席（敬称略）：

加藤隆康、橋本晴男、中明賢二、名古屋俊士、原邦夫、中元健吾、大西明宏、中村憲司、村田克（文責）

当日配布資料：

前回(2/23)議事録、平成24年度事業報告案（添付：p.3～4）、平成24年度決算（p.5）、平成25年度事業計画案（p.6～7）、平成25年度予算（p.8）、産業衛生技術部会規則（p.9）、部会に関する細則（p.10）

議事

1. 日本産業衛生学会会期中（平成25年5月16～18日、愛媛県県民文化会館）行事について
  - ・平成25年度第1回幹事会：  
5月16日(木) 12:00～13:00、ひめぎんホール別館1階第12会議室
  - ・第16回産業衛生技術専門研修会：  
5月16日(木) 13:00～15:00、ひめぎんホール別館1階第13会議室  
テーマ：個人ばく露測定の実用性について  
座長：中明 賢二（麻布大学）
    - 1) 「個人ばく露測定に関する近年の国内の動き」  
山田 憲一（中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 副所長）
    - 2) 「産業衛生技術部会個人ばく露測定検討委員会の中間報告」  
橋本 晴男（EMGマーケティング合同会社 医務産業衛生部 部長）
    - 3) 「欧米の実施手法の実際」  
中原 浩彦（EMGマーケティング合同会社 医務産業衛生部 シニアインダストリアルハイジニスト）
  - ・産業衛生技術フォーラム：  
5月17日(金) 14:30～16:30、ひめぎんホール3階第6会議室  
テーマ：高年齢労働者の転倒災害防止を考える～65歳現役社会を迎えて～  
座長：加藤 隆康（グッドライフデザイン）
    - 1) 「体力低下に伴う労働災害の予防についての包括的取り組み例の報告～転倒予防・筋骨格系疾患対策・復職支援～」  
乍 智之（JFEスチール(株)西日本製鉄所 労働人事部 倉敷安全衛生室ヘルスサポートセンター）
    - 2) 「高年齢労働者の転倒災害防止のための身体機能改善プログラム」  
川越 隆（愛知医科大学医学部衛生学講座、東海ゴム工業（株）人事総務部・ヘルスケア室）
    - 3) 「転倒災害防止のための高年齢労働者の作業管理」  
岩根 幹能（一般財団法人和歌山健康センター）
    - 4) 「高年齢労働者の転倒災害防止に有効な手段とは」  
大西 明宏（独立行政法人労働安全衛生総合研究所 人間工学・リスク管理研究グループ）
  - ・産業衛生技術部会総会：  
5月17日(金) 16:30～17:30、ひめぎんホール3階第6会議室
2. 平成24年度部会事業報告および決算について
  - ・企業安全衛生グループとの交流委員会の講師派遣について、費用の支払い先とその根拠？  
→ 詳細を明確にする。
3. 平成25年度部会事業計画および予算について
  - ・部会幹事の人数の多さを指摘する声がある。  
→ 活動状況を元に整理する方向で、各地方会担当幹事と相談する。

- ・東北地方会担当幹事 → 進藤 拓氏（東北大）に打診、調整する。
  - ・部会員が学会本部の委員会に任命されている場合は、部会を代表することになるのか。  
→ 現状では部会から代表して参加している場合と、個人的に参加している場合とがある。  
委員の選定方法や部会との関係について各委員会に照会する必要がある。
  - ・企画委員会は部会運営を実質担っており、名称が紛らわしい。  
→ 「企画運営委員会」への変更を幹事会・総会へ諮る。
  - ・教育研修委員会の委員長 → 宮内博幸氏に打診、調整する。
4. 学会定款改定に伴う産業衛生技術部会規則の制定（前規程からの改定）について
- ・規則の制定日については、学会本部に照会する。
  - ・部会担当理事には、部会幹事会への出席を要請する（部会に関する細則第4条第5項）。
5. 行政との連携について
- ・個人ばく露測定に関する委員会における検討に関し、5月8日（水）午後に橋本委員長と山田副委員長とで厚生労働省環境改善室長を訪問し、現在までの途中経過について説明することになっている。  
→ 行政への情報提供は大切と思われるが、学会の独自性についての意見があることを考慮し、慎重に進める必要がある。あくまで個人として行政からの要請に応じ、委員会での議論について知っている情報を提供するということで、企画委員会として了解する。
6. その他
- ・産業衛生技術部会のカバーする範囲について：  
もっと明確にしていくべきではないか。心理や栄養の分野はイメージが異なる。  
部会への所属は職能にかかわらないとの規定（部会に関する細則第3条）は周知されていない。  
他の部会の実態が職能団体に近いことからすると、むしろ範囲を明確にしない方が良い。  
もともと衛生管理者の活動に資することも目指しているので、広い分野が関わることになる。  
産業衛生学会は産業医の学会というイメージは変わっていない。  
衛生管理者の社内での地位はいまだに低く、学会参加するような人材は育っていない。  
その一方で、産業医が化学物質などへの対応に苦慮している現状がある。  
産業医が「統括」するのではなく、それぞれの役割分担を進める必要がある。…

以上